

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年12月20日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	長岡市
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate01/dokuji-jimu.html

執行機関名 長岡市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	長岡市営住宅条例(平成9年長岡市条例第34号)に基づく市費単独住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	19	
③ 番号法別表第2の項	31	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長岡市個人情報保護条例 別表第1 第5の項 長岡市営住宅条例(平成9年長岡市条例第34号)に基づく市費単独住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)第一条	長岡市営住宅条例(平成9年条例第34号)第2条、第3条及び第6条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (4) 市費単独住宅 前2号に掲げる住宅を除くほか、市が建設、買取り又は借上げを行うことにより、住民に賃貸し、又は転貸する住宅及びその附帯施設をいう。 第3条 本市は、市民の居住の安定及び福祉の増進を目的として市営住宅を設置する。 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第1号、老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として次条に規定する者にあつては第1号、第2号、第4号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に住宅に困窮していること。 (2) 入居する世帯の収入が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。
⑦ 独自利用事務の関連規範		長岡市営住宅条例(平成9年条例第34号) 長岡市営住宅条例施行規則(平成9年規則第24号)